

(別紙)

意見交換

※ 委員長は□，委員は○，事務担当者は△で表示する。

1 委員意見に基づく裁判所の取組状況等の報告

- 前回テーマにおける裁判所の改善状況の説明について、御質問等がございますか。
- 親ガイダンスの改善がうまくいっているようですが、調停委員の方達の実感としても変化はありますか。
- 両親それぞれの気持ちを調停開始前に把握することができ、大変参考になります。事件を担当するもう一名の調停委員とも、事前に認識の共有ができるので、とても有り難いです。親ガイダンスを受け、両親それぞれが自身のこと置き換えて子どものことを考えて来てくださいますので、調停の進行に良い変化が表れています。
- 調停がスピーディになるとか、スムーズになるというような兆候が表れ始めているような感じでしょうか。
- 「一日3枠制」の調停運用が始まり、一回の調停時間が短くなりました。より効率的な運営が求められていますので、事前にこの親ガイダンスをしていただくことは、調停進行の大きな改善要素になると思います。

2 テーマ「大阪家庭裁判所における防災の取組について～新型コロナウイルス感染症に触れて～」の説明

- 本日のテーマについて、帰宅困難者を受け入れる場合に有用と考えられる物品は何かといったことや、帰宅困難者を面接室や調停室など小部屋に分散して受け入れる際の留意点は何かといった点で、委員の皆さまから御意見を

いただきたいと説明しましたが、それに限らず、帰宅困難者を受け入れる際の注意点や、一般的な注意点等についても、御意見をいただけたらと思います。

- 大阪家庭裁判所における帰宅困難者は、職員の方と調停や裁判に来られた方だと思うので、100～200人程度でしょうか。大阪府や市の危機管理局からの依頼に基づく備蓄品の量（3日分）は、説明のあったとおりで十分だと思います。それに何を追加で調達した方が良いのかということだと思います。

当社のある「なんば」地区は、ターミナル地区で、なんば周辺の帰宅困難者対策協議会というものがあります。南海トラフの大地震（巨大地震）が起これば、8万5千人の帰宅困難者が発生すると想定されています。これは、その地区の通行人も含めた不特定多数の人数となっています。

大阪店では、従業員と合わせて1万人の帰宅困難者を店内の通路や売場、会議室を全て開放して受け入れるという内容で、大阪府や市と協定を結んでいます。避難者が過ごすスペースの目安として、感染防止の観点からも1畳当たりに約1人と言われています。大阪店の建物は7万8千㎡あり、全部開放しても、1万人が限度です。それに伴い、大量の食料や水、照明機や発電機等あらゆる物を備蓄しています。企業は3日分の食料等を備蓄するように義務付けられており、それを順守しています。大阪家庭裁判所もそれに沿って備蓄されていると思います。

新型コロナウイルスのための備蓄品としては、アルコール、フェイスシールド、アクリル板は、最低限必須だと思います。換気のためにはサーキュレーターや加湿器も考えられると思います。ただし、地震になれば、停電になるのが前提です。大阪家庭裁判所の発電機は何時間の稼働が可能ですか。稼働時間が短いのであれば、電気がないと使えない物を備蓄しても意味がないと思いますが、いかがですか。

△ 大阪家庭裁判所にも自家発電が備えられており、その稼働時間は、停電時の通常の使用電力で10時間程度の見込みとなっています。

○ 10時間であれば、なんとかしのげると思います。しかし、食料等は3日分あっても電気については半日ももたないので、そうするとサーキュレーター等の電気製品は使えなくなります。電気製品を使用するための発電機や蓄電池を大量に用意する必要があると思います。これまでも大きな地震は寒い時期に起こることが多く、停電により空調や暖房が切れることで、避難者が寒さから体調を崩してしまいますので、電気製品よりも自家発電や蓄電池を多く集めています。

また、地震では、パニックになることも想定されます。震度7の地震が起こり、家族と連絡が取れない、電話が繋がらない、停電になる、交通機関が途絶し道路が寸断されているというような状態では、パニックになる可能性が高く、パニックになれば、感染症防止のためにアルコール消毒やマスクの着用を呼び掛けられる状況なのではないでしょうか、そんな余裕はないのではないのでしょうか。まずは命を守るために何かできるのか。感染防止は当然最低限必要だとは思いますが、建物の構造や、瓦礫が落ちて危険な状態から、どのように来訪者や従業員の身を守るのか。そういった基本的なことに力点を置くべきだと思います。例えば台風等の警報で公民館に避難する際は、台風が来ることが事前に分かっていますが、地震は事前には分からず、規模と怖さが違うのでパニックになりやすいと思います。パニックの防止のためにも、情報は重要です。パニックは情報不足から起こるので、混乱を防ぐために、来訪者に情報をしっかり伝える必要があります。そのための備蓄品として、携帯の充電機も必要になると思います。地震で停電になると、館内放送が使えなくなるので、情報伝達の手段としてトランシーバーや無線機、ハンドマイクやメガホンの確保も大事となります。ハンド型メガホンを300個調達しました。10時間後に発電機が切れた後は室内が暗くなるので、ランタンも

用意した方がいいと思います。暗い中で余震が起こりパニックになりそうなとき、明るいランタンは何個あってもいいと思います。

不特定多数の帰宅困難者の対応に備えて必死に準備しているところですが、帰宅困難者の想定が職員と来訪者だという裁判所においても同じだと思います。新型コロナ感染症対策は大切ですが、基本的な備えについてももしっかり準備していただけたらいいと思います。

- 備蓄品を1か所に置くと、津波等が起こった際に心配ですが、大阪家庭裁判所の備蓄品が分散して保管し、マスクも備蓄しているとの説明を聞き、安心しました。他の組織の対応についてのお話も非常に参考になりました。

当ホテルは1000室規模なので、火災が起きた場合に備えて、メガホンもあります。備蓄品の中にはマスターキーを必ず用意しています。非常時に室内からチェーンをかけられた場合に救助に使用するクリッパー（切断する工具）も用意しています。大阪家庭裁判所の館内にそういった物が必要なときはないのでしょうか。先日当社で防災訓練を行った際に、煙の中で歩くことをしましたが、暗い中の移動は大変でしたので、ランタン等の照明の準備のお話は参考になりました。

帰宅困難者の受入れの際に、感染症防止のためにアクリル板を活用することもいいと思いますが、段ボールの利用もいいと思います。裁断してテープで固定できる段ボールがあれば、空間の遮断に役立ち不安解消に役立つと思います。

地震が起こるとエレベーターが止まります。ロビーでテレビ放送が可能であれば設置したり、掲示板を設置して、交通情報などの必要な情報の伝達手段を設けることが必要だと思います。

- パニックになれば、コロナウイルス感染症やマスクやアルコールといったことが二の次になるのではないかという意見を聞き、そうかもしれないと思いました。であればこそ、やはり普段の感染症防止対策は大事だと思います。

今日の説明の中で感染症防止対策についていくつか説明がありましたが、もう少し具体的にお聞きしたいです。消毒にしても、素手なのかビニール手袋をつけて行うのかで違ってくると思います。来庁者に対する検温は行っているのでしょうか。検温についてはどのような対策を行っているのでしょうか。当庁ではA I 検温機を使用していますが、非接触型の体温計もたくさん準備しています。職員が対象者と面談するために出張に行く際には、携帯型の体温計も準備しています。

パニックになれば、感染症対策への余裕がなくなる状況が想定されるのであれば、普段から来庁者に対しても体調の気配りが必要だと思います。当庁では普段から来訪者の体調に気配りを行っています。来庁者からの申告がない場合も考えられますが、体温の高い来庁者等がいた場合等には、別室に案内する等の対応を行っています。今日も大阪家庭裁判所の庁舎に入る際に検温されなかったのですが、裁判を受ける人はたくさんいると思います。大丈夫でしょうか。平素の状態では念には念を入れた対策が必要だと思います。

△ 裁判所ホームページにおいて、体調不良の場合は来庁を控えていただくようお願いしており、来庁後に体調不良との申し出があれば、非接触型の体温計で検温していただき、発熱が確認されたら、場合によっては退庁していただくことも考えています。検温機の調達については、検討したいと思います。

□ A I 検温機は、具体的にはどのような物ですか。

○ 非接触型体温計はたくさん準備していますが、A I 検温機は事件受付の場所に1台設置してあります。音声が出るタイプで、検温後に、「正常な体温です。」と音声が出たり、マスクを着用していない人に対しては、「マスクをしてください。」という音声が出ます。赤いランプやスピーカーも付いていますので、事件係の執務室内ですぐに把握することができます。

○ 当社の建物にはホールを併設しているので、収録の際には多くの人がある

ことになり、コロナウイルス感染症対策が必要となってくると思います。災害時にどこまでの人を受け入れることになるのかというと、来館者の身の安全は当然守ります。しかし、ターミナル駅に接しているわけでもないので、大阪家庭裁判所と同じになってくると思いますが、来館している人を受け入れるということになると思います。基本的には、大規模地震が起これば、行政の避難場所へ移動して避難してもらうことになると思います。いったん受け入れた来館者にいつまで建物にいてもらうのか、いつ行政の避難所に繋げるのか等は、地震による交通機関のダメージ等のそのときの状況によると思います。全てをシュミレーションして想定するのは難しいと思いました。

南海トラフ地震については、東日本大地震と比べて、震源地が近いことから揺れが非常に大きいと言われていています。その規模は同じ程度（最大でマグニチュード9.0）と言われていますが、震源地が近いので、まずは揺れで命を落とさないことが大切で、新型コロナ対策はその先にあると思います。巨大地震だと余震もかなり多く起こります。震度6程度の余震が複数回起こるので、パニックを気にした方がいいと思います。

対策として小部屋に分離するという説明をされていましたが、帰宅困難者は不安から交通審判廷等の大きな部屋に集まってくるのではないのでしょうか。

行政の避難場所は体育館等の大きな空間なので、避難所内での分離、発熱のある人などをどう分離すればいいのか悩んでいます。大阪家庭裁判所は調停室等の小部屋があり、帰宅困難者の受入れの条件としては有利だと思います。大きなスペースである交通審判廷にパーテーションを置いた上で、元気な人を集めて滞在してもらい、検温で熱のある人を分けていく方法も考えられる。家庭裁判所特有の事情として、家族で来られる人もおられ、家族で過ごしたい人もいると思います。

備蓄品の食料を配るのは職員になると思いますが、避難所を運営する職員自身も被災者になり、被災者でもある中で、受け入れる責務で頑張って、精

神的に不安定になることもあります。バラバラの部屋に食料等を配り情報を届けるのも、3日間も行うと相当な負担があると思うので、ある程度は受け入れた人をまとめて、受け入れる側の負担の軽減も並行して考えた方がいいと思います。

後は情報だと思います。今はスマートフォンの電源が切れると、かなり不安になると思いますので、小型の発電機や充電器を準備するといいいと思います。

○ 大阪家庭裁判所の周囲には、中学校や大阪城公園等がありますが、地域組織との連携はしているのですか。

△ 地域組織との連携については、今後、必要に応じて図っていく体制作りが考えられます。

○ 帰宅困難者の中には、職員と来庁者がいると思います。裁判所には部外者立入禁止の場所もあると思いますが、利用するエリアはどのようにお考えでしょうか。職員の方はどのようなエリアで収容するのですか。施設として大きい部屋や小さい小部屋がありますが、体調不良の人、体の不自由な人、小さいお子さんをお連れの人、他の方と同じ空間に過ごすのが難しい人の滞在には、小部屋が有用だと思います。

当社は中之島に本社がありますが、自社ビルではなくオフィスビルにテナントとして入っています。基本的には不特定多数の人は来ませんので、従業員が帰宅困難者になることを想定して色々な取組みを行っています。ビル内の協議会があり、他のテナントに入居している企業と連携して協議を行っています。基本方針は、「3日は帰らずにビルに立てこもろう。」です。一定の安全が確保でき、混乱に巻き込まれず、情報の把握ができるようになるまでビルに滞在し、帰宅できるようになった人から順次帰宅していく予定にしています。それに伴う備蓄品として、簡易トイレ、食料品、寝袋を各フロアに用意しています。自家発電もありますが、非常照明設備程度しか使えないの

で、情報収集用にフロア数分の携帯ラジオを用意し、乾電池も追加で準備しようと思いました。

△ 帰宅困難者対応は、来庁者を最優先に想定しています。

○ 東日本大震災の際、東京のイメージは、建物の倒壊はないけれども電車が止まり停電や断水はありましたが、たいしたパニックにはなりませんでした。これだけ多くの人数が庁舎内に残ることになりますと、やはり感染症のリスクの心配があります。パニックが起こるような状態で命を守る、建物の損傷が大きく受入れどころではない、パニックは起こらないけれども感染症の対策が必要となる等、命を守ることが一番大事ですが、いろんな段階があると思いました。

感染症対策の備蓄品としては、手指の消毒はアルコールでいいと思います。物品の消毒用としては塩素系の物も揃えてもいいと思います。帰宅困難者の対応は職員になると思いますので、体調不良の人への対応を直接職員が行うと感染のリスクが高くなると思いますので、感染防止のための防護服やそれに準じるような物を職員用として準備してもいいと思います。当社では職員用に防護服を揃えました。感染用の防護服は調達が難しいので防塵用となりました。

大部屋か小部屋かで不公平感を感じる人もいると思いますので、優先順を決める必要もあると思います。小部屋はお年寄りや体調不良の人や感染したら重症化するリスクの高い人等を優先的に案内するといいと思います。

○ 交通審判廷は何階にありますか。面接室や調停室は何階に何部屋ありますか。

△ 交通審判廷は2階にあります。面接室や調停室は2階から7階に合計107室あります。

○ 部屋が分かれると情報をどう伝達するのが気になります。危機管理体制として、どこかに本部を設置すると思いますが、フロア責任者を決めて、そ

こちらから情報を集める必要があると思います。停電で移動は階段を使用することになるので、帰宅困難者の滞在場所も下の階から埋めていくことになると思います。誰か怪我をしていたら、救護室を用意する必要があるかもしれない。離れていて声を出しても気づかないということがあれば、何かサインを決めて用意してもいいかもしれませんが、停電で暗くて見えないかもしれない。フロアごとの管理がいいと思います。

- 南海トラフ地震はマグニチュード9、最大震度が7とされています。そうとう激しい揺れなので、怪我人が何十人と出ると思います。阿倍野の消防施設で震度7を体験できる場所があります。家具類も全て飛ぶような状態なので、家具を固定しましょうと言われていますが、そのような強い揺れですと、この庁舎でも怪我人が出ます。医療の手当態勢を考えていく必要があります。当社では、営業時間であれば、産業管理医が2人と看護師が6人います。普段の仕事内容は従業員のための産業医ですが、非常時には、怪我人の手当に当たるように社内の仕組みを変更しました。大地震が起こった際には、裁判所内で怪我人が出て、救急車を呼んでも絶対にやって来ません。近畿一円の広範囲で揺れて、あちこちで怪我人が発生し、医療の提供態勢が崩壊するので、出血等の怪我に対し、普段からどのような態勢を取るか、検討しておいた方がいいと思います。職員も怪我をしますし、そのような中で役割分担をどうするのか。例えば帰宅困難者に誰が毛布を配るのか、誰が食料を配るのか。マニュアルがあっても役に立つかわかりませんが、態勢作りは大切だと思います。

帰宅困難者を従業員と来庁者用として想定していますが、大きな揺れが起こった際に、裁判所は公共の大きな建物なので、地域住民が押しかける可能性もあるのではないのでしょうか。人道的見地から「受け入れない。」と言えるのか。そういったことも想定しなければいけないと思います。

- △ 近隣住民が来ましたら、当然受け入れることになると思いますが、スパー

ス的な問題から、受け入れられる人数は限られると思います。

- 先ほど話に出た消毒について、塩素系の消毒液はノロウイルス感染者の嘔吐物を処理するのに有効ですし、家庭用の塩素系漂白剤で次亜塩素酸ナトリウムの消毒液が作れますので、備蓄品として備えておけば有益だと思います。
- 貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。